

令和4年度
第1回 館林市「日本遺産」推進協議会
議 案 書



日本遺産

JAPAN HERITAGE

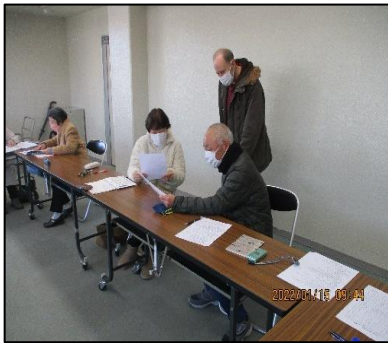
議案第 1 号

令和 3 年度事業報告について

期日	事業内容	備考
令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	各事業実施 【地域文化財総合活用推進事業】 ・人材育成事業 ・普及啓発事業 ・調査研究事業 【観光拠点整備事業】 ・情報発信事業 ・活用整備事業	別紙「令和 3 年度 主要事業報告」の とおり
8月	第 1 回館林市「日本遺産」推進協議会 ・館林市「日本遺産」推進協議会規約(別表)の改正について ・令和 3 年度事業報告について ・令和 3 年度収支決算報告について ・日本遺産「里沼」構成文化財[4項目]の追加認定について	書面開催
11月6～7日	群馬フェア2021inイオンモール太田 ・ブース出展等による「里沼」P R	群馬県太田市 イオンモール太田
11月13～14日	日本遺産サミットin小松 ・ブース出展等による「里沼」P R	石川県小松市 サイエンスヒルズこまつ
2月5日	両毛 3 市日本遺産シンポジウム 「人を育み“日本”を支える 両毛 3 都」 ・両毛 3 市連携パネルディスカッション ❖テーマ：歴史文化で紡ぐ三都市ものがたり	桐生市有鄰館
3月	第 2 回館林市「日本遺産」推進協議会 ・館林市「日本遺産」推進協議会規約の改正について ・館林市「日本遺産」推進協議会組織の検討について ・令和 4 年度事業計画について ・令和 4 年度収支予算について	書面開催

■歴史文化部会

1 「里沼」ランドナビゲーター育成支援事業【人材育成事業：文化振興課】

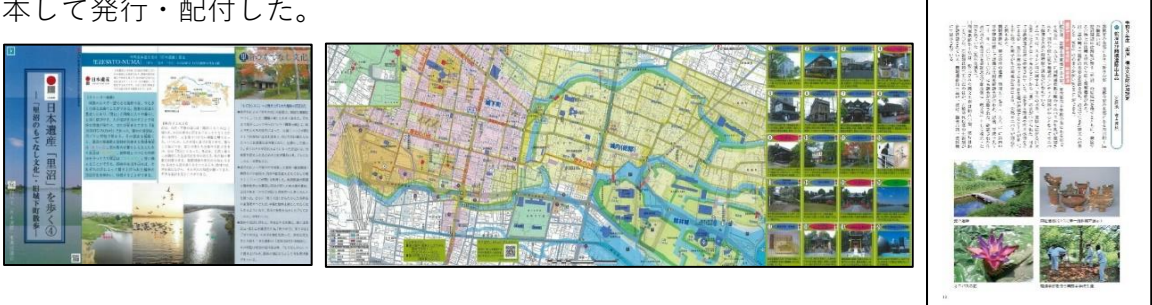
概要	既存ガイド団体等と連携しながら、活動者に館林市の魅力を発信し、市内観光を総合的にプロデュースする人材を育成する事業。 (1)日本遺産「里沼」英語ガイド講習会 ■期日:令和3年10月1日(金)～令和4年3月19日(土) 毎月第1・3土曜日【1班】9:00-(80分)【2班】10:35-(80分) ■対象:市内ボランティア活動者(ランドナビゲーター) 20名 ■内容:日本遺産「里沼」を目的に来訪した外国人の満足度向上とおもてなし充実のため、日本遺産「里沼」のストーリー・構成文化財の英語解説を目指して、日常生活でのあいさつや会話、道の聞き方や簡単な道案内など、英語によるごく初歩的なコミュニケーション力を養い、外国人との交流をより楽しめるようスキルの向上を図った。 (2)里沼ランドナビゲーター育成講座テキスト印刷 ■内容:日本遺産「里沼」ストーリー及び構成文化財をガイドするためにまとめたテキストを市内ガイドボランティア活動者へ配付した。   
事業費	215,600円

2 館林市「日本遺産」地域プロデューサー活動支援事業【人材育成事業：文化振興課】

	情報発信・地域活性化・人材育成・観光・地場産業・歴史文化・地域特色(沼辺)における全7分野の事業展開を促進するため、館林市「日本遺産」地域プロデューサーの活動を支援する事業。 (1)武鷹館イベント開催 構成文化財である「旧館林藩士住宅」の所在する鷹匠町武家屋敷「武鷹館」及び「歴史の小径」エリアにおいて各種イベントを開催し、市内外の来訪者の満足度向上と体験型プログラム創出の実践を通して、次世代のまちづくりや観光を担う人材育成を図った。 (2)里沼散策講座開催 日本遺産「里沼」満足度向上及びガイド案内の充実を図るため、「里沼」ストーリーと構成文化財の現地散策講座を開催するもの。講座の開催にあたって、令和2年度におこなった新ルート(①「里沼のもてなし文化」ルート、②「里沼近代産業遺産群」ルート)検討結果を踏まえて、実際に参加者を一般募集することで、「里沼」とそのストーリーの魅力を伝える人材、次世代のまちづくりや観光を担う人材の育成・充実を図った。
--	---

概要	(3)日本遺産「里沼」子ども向け読本データ制作・ワークショップ 市内小学3・4年生向けに配付する日本遺産「里沼」の普及読本(パンフレット)のデータ制作及び、同本を活用したワークショップを開催するもの。「里沼」読本の原稿データ制作と並行して、市内小学生・中学生の「総合的な学習の時間」で活用できるような「里沼」を題材としたワークショッププログラムを作成した。作成したデータは、令和4年度以降で個別カルテ化し、日本遺産「里沼」公式Webサイトで公開予定。 (4)日本遺産「里沼」子ども向け読本印刷 上記(3)を印刷し、市内小学校3・4年生へ配付した。 
事業費	1,382,971円

3 官学連携「SATO-NUMA」事業【人材育成事業：文化振興課】

概要	まちづくり・観光系学部がある大学(学生・留学生)と連携し、若者・外国人の意見を反映させながら、解説方法・内容を検討するワークショップを行う事業。 (1)東京電機大学との連携事業（「里沼のもてなし文化エリア」ガイドマップ検討） 東京電機大学教員・学生と地元ボランティア団体代表による「里沼のもてなし文化エリア」周辺マップ作成のための意見集約を行った。結果は、令和4年度に印刷製本して発行・配布予定。 (2)日本遺産「里沼」ガイドマニュアル印刷 市内小中学生と地元ボランティア団体代表による「里沼」周辺ガイドマニュアルを印刷製本して発行・配付した。 
事業費	995,000円

4 「里沼」体感！ワークショップ事業【人材育成事業：文化振興課】

	館林市の「里沼」の魅力を体感するために、沼・つつじ・麦・館林紬等を使った各種体験型ワークショップ(カヌー・カヤック体験、ウォーキング講座、うどん打ち講座、着物でまち歩き+茶席&座禅、小物づくり講座等)を開催しながら、持続的に事業を開催・運営できる人材の育成に取り組む事業。
--	---

概要	日本遺産「里沼」ワークショップ「館林紬で工作をしよう！」 令和3年7月に文化庁より受けた「里沼」構成文化財追加認定を記念し館林市第一資料館で開催した『沼辺のたから』企画展と連動して館林紬を使ったマスコット「里沼ふくろう」及び館林紬ネックレス工作ワークショップを開催した。 ❖参考:館林市単独事業として、6月～10月にかけて里沼カヌー・カヤックワークショップを実施した。
	  
事業費	56,163円

5 館林市「日本遺産」展示会開催事業【普及啓発事業：文化振興課】

概要	日本遺産「里沼」PR、ストーリー普及を目的とし、市内外で移動展示会を開催した。また日本遺産「里沼」構成文化財追加認定を記念し、館林市第一資料館にて展示会を実施した。 (1)移動展示会 全10箇所 見学者合計33,625名 ①第二資料館 [令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)] (10,000名) ②鷹匠町武家屋敷「武鷹館」[令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)] (5,000名) ③群馬県庁PR展示 [令和3年8月14日(土)～8月31日(火)] 群馬県庁31階展示コーナー(6,000名) ④郷谷公民館まつり [令和3年11月6日(土)・7日(日)] 館林市郷谷公民館2階第3学習室(300名) ⑤第7回群馬フェア [令和3年11月6日(土)・7日(日)] イオンモール太田1階(ブース来場者3,000名) ⑥日本遺産サミットin小松 [令和3年11月13日(土)・14日(日)] サイエンスヒルズこまつ他(ブース来場者数8,000名) ⑦茂林寺イベント [令和3年12月12日(日)] (500名) ⑧絆アトラライブin館林 [令和3年12月18日(土)] 館林市三の丸芸術ホール(225名) ⑨館林紬求評会 [令和4年1月20日(木)] 館林市三の丸芸術ホール(300名) ⑩両毛3市連携日本遺産イベント [令和4年2月5日(土)] 桐生市有鄰館(300名) (2)日本遺産「里沼」構成文化財追加認定記念企画展「沼辺のたから」 館林市第一資料館[令和3年10月2日(土)～12月19日(日)] (1,379名(うち子ども295名))
	  
事業費	974,259円

6 館林市「日本遺産」シンポジウム開催事業【普及啓発事業：文化振興課】

概要	「里沼」の日本遺産認定3年目のシンポジウムとして、昨年度から引続き、館林市の近隣で日本遺産に認定となっている両毛地域3市の群馬県桐生市・栃木県足利市と連携して今後の日本遺産の魅力発信につなげるための意見交換を行うとともに、「里沼」をモチーフとしたオリジナル商品の販売を行った。 令和3年度両毛3市「日本遺産」シンポジウム 「歴史文化で紡ぐ三都市ものがたり」 ■期日:令和4年2月5日(土) 13:30～15:00 ■参加:50名 ■内容:両毛3市長パネルディスカッション「歴史文化で紡ぐ三都市ものがたり」 その他 日本遺産マルシェ(両毛3市観光協会)、日本遺産PRブース展示 
事業費	3,147,100円

7 館林市「日本遺産」戦略的マーケティング調査事業【調査研究事業：文化振興課】

概要	館林市における日本遺産「里沼」を活かした歴史文化活用と観光地づくりのためのデータ収集を行う事業。 日本遺産「里沼」ツアー・商品造成マーケティング調査 館林市における日本遺産「里沼」による地域資源の掘り起こしや商品開発等、観光戦略を構築するためのデータ収集を行うもので、令和元年度に実施したWEBアンケートによるニーズ調査及び旅客ニーズ調査、令和2年度に行ったインタビュー調査の結果や既存統計等を踏まえ、ツアー造成やこれらに基づく地域活性化を戦略的に進めて行くための考え方を検討・整理した。 令和3年度 文化庁 文化芸術振興費補助金 (地域文化財総合活用推進事業) 館林市「日本遺産」戦略的マーケティング調査事業 日本遺産「里沼」ツアー・商品造成 マーケティング調査委託業務報告書 令和4年3月 委託者 館林市「日本遺産」推進協議会 受託者 株式会社事業開発推進機構 パイロット事業の候補 普通のような基礎に則して、商品化・事業化アイデア等から、以下をパイロット事業の候補と見做し、協議を深めていく。 里沼研究所 産業・教育観光 ミニチュア里沼 百年小麦製品の拡充 里沼郷土食材・料種の伝承 里沼大学 もてなし体験プログラム
事業費	998,998円

8 館林市「日本遺産」Webサイト開設事業【情報発信事業：文化振興課】

	館林市「日本遺産」Webサイトを開設し、ストーリーや構成文化財の諸情報のほか、観光やアクセスマップ及び便利施設などの関連情報を公開し、国内外に向けて積極的なPRを実施する事業。令和2年度以降は、多言語・多文化化に取り組む。
--	--

概要	WEBサイト「多言語化・情報更新」構築 令和元年度に開設した日本遺産「里沼」公式WEBサイト(通称「SATO-NUMA.JP」)を多言語化(英語・繁体字・簡体字・タイ語・スペイン語)し、海外からの来訪者に対しストーリーや構成文化財の情報を分かりやすく公開するとともに、既に公開している観光やアクセスマップ及び利便施設などの関連コンテンツを構築することにより、国内外に向けて最新の情報を積極的にPRした。WEBサイトでは、館林市「里沼」の魅力や特色が十分伝わり、必要な情報がどこにあるのか分かりやすく、見やすい構成・ユニバーサルなデザインであること目指し、トップページ以下、「里沼とは?」「館林の里沼」「里沼を巡る」「里沼を遊ぶ」「みんなの里沼」「お知らせ」の階層を設け、可能な限り画像を多くかつ効果的に使用し、閲覧者の視覚に訴えることに重点を置き、動画の配信にも対応した。多言語化においては、地域活性化計画に則り、令和2年度に英語・繁体字・簡体字、令和3年度にタイ語・スペイン語に対応しつつ、複数のネイティブによるチェックを行うことでより現地人の感覚に近いものとして伝わるよう配慮した。
	
事業費	990,000円

9 案内板・サイン整備改修事業【活用整備事業：文化振興課】

概要	来訪者が「里沼」のストーリーや各構成文化財について理解を深められるように案内板等を整備する事業。 (1)日本遺産「里沼」構成文化財案内プレート製作事業 令和3年7月の日本遺産「里沼」構成文化財追加認定を踏まえ、構成文化財をPRする案内プレートを製作・配付した。プレートには、日本遺産認定証の他、各構成文化財の画像及び説明を記載した。 (2)日本遺産「里沼」追加構成文化財サイン取付等事業 令和3年7月の日本遺産「里沼」構成文化財追加認定を踏まえ、館林駅東口サイン並びにデジタルサイネージの掲出内容を新規で製作した。構成文化財追加認定分を反映させることで、より一層「里沼」の回遊性向上へと繋げた。 (3)日本遺産「里沼」ストーリー解説サイン設置 日本遺産「里沼」で位置づけた“守りの沼”＝城沼に1基(1年を通して高水準の来訪者を見込めるつつじが岡公園内)、令和3年7月に新規で構成文化財に追加認定となった“蛇沼”エリアに1基、“近藤沼”エリアに1基を新設した。サインでは左面で共通事項として「里沼」ストーリー概要を記し、右面で各沼の詳細ストーリーと構成文化財を掲載し、WEBサイトのQRコードも入込むなど、データ連動ができるよう配慮した。また、蛇沼サインについては、地元第四中学校生徒に掲載内容の作成を協力してもらうなど、文化資源活用事業費補助金を活用しつつ人材育成を図れるよう事業展開した。
----	---

	(4)茂林寺「日本遺産」サイン設置 “祈りの沼”＝茂林寺沼を物語る茂林寺総門前に日本遺産「里沼」の「祈りの沼・茂林寺沼」ストーリーと構成文化財所在地を明示するサインを新設した。板面に詳細ストーリーと構成文化財を掲載し、WEBサイトのQRコードも入込むなど、データ連動ができるよう配慮した。 (5)日本遺産「里沼」掲示板設置 構成文化財のひとつである田山花袋記念文学館外壁に日本遺産「里沼」とその構成文化財である「㊼田山花袋関連資料」をPRする掲示板を新設し、田山花袋をはじめとする構成文化財のPRに繋げた。
	
事業費	1,992,672円

10 館林市まちじゅう「日本遺産」PR事業【活用整備事業：文化振興課】

概要	館林市まちじゅう日本遺産「里沼」PR大作戦と称しPR媒体を作成し、市内外の人々に視覚的に訴求するようなPR媒体の製作、設置・配布を実施する事業。 (1)「里沼」幟旗製作 「里沼」PRを目的とした幟旗の製作・配付。新規構成文化財追加認定をはじめとする構成文化財所有者、管理者・公共イベントへ使用するほか、市内分散型小店舗(食堂組合等)にも設置協力いただき「里沼」PRを図った。 (2)日本遺産「里沼」紙面掲載PR事業 日本遺産「里沼」ストーリーの普及・PRによる更なる観光誘客を目的として、文化庁の定める2月13日(日本遺産の日)に群馬県地元紙上毛新聞「ぐんま愛」紙面への情報掲載を委託するもの。これまで日本遺産「里沼」事業への関係が無かった市外の民間事業者(店舗・企業)をはじめ、他市民が目にする地元報道媒体と連携することで、「里沼」普及と協力者の獲得強化に努めた。
	
事業費	1,500,000円

11 館林市「日本遺産」Wi-Fi環境整備事業【活用整備事業：文化振興課】

概要	将来的な A R 導入に向けて、拠点見学施設へのWi-Fi環境を整備する事業。 (1)日本遺産「里沼」ARコンテンツ制作・誘導サイン製作 館林市に存在する日本遺産「里沼」構成文化財への来訪者誘致及び市内エリア回遊性の強化を目指し、「里沼」とそのストーリーや魅力の理解促進を図るため、来訪者への情報発信、情報コンテンツ制作・整備を行う。次世代の若者の意見・検討を取り入れたうえで、「里沼」の魅力発信や観光・まちづくりの観点から市内の地域活性・観光振興に資するツールを製作するもので、館林市「里沼」の普及促進を図った。 (2)AR「里沼」サイン製作 日本遺産「里沼」ストーリー及び構成文化財の理解促進を図る目的で設置するAR「里沼」システムへの誘導を強化するためのサインを製作を行った。 (3)館林市第二資料館光回線工事 Wi-Fi環境を整備するために館林市第二資料館に光回線を新設した。 (4)日本遺産「里沼」構成文化財関連施設Wi-Fi設置 令和元年度・2年度から継続して、日本遺産「里沼」に位置付けた拠点見学施設等へのWi-Fi環境整備を進めた。令和3年度は新たに館林市第二資料館へWi-Fiを新設したことで、既に整備してあるAR利用を促進し、各所に貼付してあるQRコード等とともに、「里沼」公式WEBサイト上の構成文化財情報も確認できるようになった。
	
事業費	4,130,680円

12 日本遺産サミット等開催事業【その他事業：文化振興課】

概要	日本遺産サミットin小松 ■期日:令和3年11月12日(金)～14日(日) ■参加協議会数:92団体[認定協議会92団体] ■来場者数:総計約8,000人[※小松市公式発表] ※館林ブース訪問者数:総計約2,000人[13日(土)500人、14日(日)1,500人] ■内容:オリエンテーション、PRブース、シンポジウム、日本遺産連盟総会等
	
事業費	264,720円

1 館林市「日本遺産」ブランド開発事業【人材育成事業：商工課】

概要	ロゴマークや商品開発など、学校や地域の人材と連携して人材育成や「里沼」への関心度向上につなげる事業。 (1)「館林紬」ワークショップ 令和3年7月に「里沼」構成文化財として追加認定された「館林織物(館林紬)」について、館林紬の歴史や里沼との関わりを講話後、館林紬を使用したワークショップを行い、商品開発を含めたブランド開発を行った。 (2)ワークショップPR用展示物製作 後継者発掘をはじめとする人材育成を通した「里沼」ブランド開発のために構成文化財「館林紬」関連ワークショップを開催し、実際の取組み事例を紹介する展示パネルを製作した。成果品については、学校や市内商業施設などで展示した。
	 
事業費	474,477円

2 館林市「日本遺産」旅客ニーズ調査事業【調査研究事業：つつじのまち観光課】

概要	在京旅行会社及びメディア関係者を対象に、「里沼」(茂林寺沼、多々良沼、城沼)を周遊しながら歴史・文化、食、体験型プログラム等の体験を通して、将来的なインバウンド増加を目的としたニーズ収集や課題解決に繋げるための調査事業。 令和3年度日本遺産旅客ニーズ調査事業 近隣の両毛3市日本遺産認定地を巡るモニターツアー実施によるニーズ調査 桐生市・足利市・館林市の3市長による日本遺産シンポジウムにおいて、両毛3市での誘客連携への取組も確認できたことから、今年度は北関東圏域(栃木・茨城)の旅行会社・メディア担当者を対象に、本市の日本遺産「里沼」をはじめ、近隣日本遺産認定地である桐生市・足利市との広域観光を想定したモニターツアーを開催し、旅行者目線での満足度や受入環境、二次交通といった課題を抽出・分析するとともに、今後のツアー造成やメディア掲載に役立てた。
	 
事業費	400,000円

3 館林市「日本遺産」パンフレット作成・多言語化事業【情報発信事業：つつじのまち観光課・文化振興課】

概要	(1)日本遺産「里沼」(茂林寺沼)を歩く印刷 ■発行:20,000部、特殊W790×H250mm(折本)×両面(オールカラー) 日本遺産「里沼」構成文化財のひとつ「祈りの沼・茂林寺沼」にスポットを当てた散策マップを新規で作成。「祈りの沼・茂林寺沼」の詳細ストーリーと構成文化財を掲載し、WEBサイトのQRコードも入込むなど、データ連動ができるよう配慮した。 (2)日本遺産「里沼」構成文化財リスト印刷 ■発行:100,000部、A2判×2頁(オールカラー) 日本遺産「里沼」構成文化財一覧を持ち運びしやすいサイズ(ポケットサイズ)にまとめた形で新たに作成。表面に「里沼」構成文化財一覧、裏面に該当箇所を落とし込みした市内全域マップとすることで、「里沼」への回遊性を格段に向上させた。 (3)館林市観光ガイドブック(TATEBAYASHI TRIP)印刷 ■発行:20,000部、B5判×32頁(オールカラー) 令和元年発行した館林市観光ガイドブック(TATEBAYASHI TRIP)をベースに新たに追加認定となった構成文化財をはじめとする新たなコンテンツを盛り込み、更なる観光客誘致に向けたガイドブックの印刷・発行を行った。当該ガイドブックについては、市内各拠点・店舗等のほか、日本遺産イベント、観光イベント等でも配布している。 (4)館林市観光ガイドブック(TATEBAYASHI TRIP多言語版)印刷 ■発行:英字版5,000部、繁体字版5,000部、B5判×32頁(オールカラー) 上記(3)をネイティブ訳した内容の多言語対応パンフレットを新規に作成した。コロナ終息後を見越した多言語化対応を実施。 (5)里沼サイクリングマップ(城沼エリア)印刷 ■発行:5,000部、A4(巻3加工)×両面(オールカラー) 日本遺産「里沼」構成文化財のひとつ「守りの沼・城沼」にスポットを当てたサイクリングマップを新規で作成。日本遺産認定後に新規で整備したレンタサイクルと連携し、利用率の向上を図るとともに、「守りの沼・城沼」エリアの構成文化財を掲載し、WEBサイトのQRコードも入込むなど、データ連動ができるよう配慮した。
	  
事業費	4,496,800円

4 麦食・川魚食文化PR事業【活用整備事業：商工課】

	「里沼」の実りを象徴する麦関連食品(うどん・ラーメン・菓子)や川魚食文化(鯰・鯉・鮒・鰻等)のPR(広告宣伝・イベント実施)を行う事業。 川魚食文化PRポスター・川魚食文化PR動画製作 ①川魚食文化PRポスター ■製作:100部、B2フルカラー
--	---

概要	職人の技(調理をはじめ、鰻が消費者に提供されるまでの工程)と川魚料理(鰻)を組み入れたポスターを作成することで、川魚食文化のPRを行った。 ②川魚食文化PR動画 ■製作:短編(60秒ver)、長編(120秒ver) 生簀の鰻から捌く、蒸す、焼くなどの工程を一通り映像で発信することにより、視覚的に川魚食文化を伝える。また、映像を通して代々受け継がれてきた職人の技も伝える。動画サイトに掲載することによって広く、世界に向けてPRを可能にした。  
事業費	500,000円

議案第 2 号

令和 3 年度収支決算報告について

【収入の部】

(単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補助金交付後 予算額(B)	決算額 (C)	差引額 (C)－(B)	備考
補助金	27,005,000	26,805,000	23,425,988	△ 3,379,012	
国庫支出金	20,625,000	20,425,000	17,755,680	△ 2,669,320	文化庁補助金
市補助金	6,380,000	6,380,000	5,670,308	△ 709,692	
貸付金	20,625,000	20,425,000	20,425,000	0	市貸付金
雑入	1,000	1,000	207	△ 793	預金利子等
合計	47,631,000	47,231,000	43,851,195	△ 3,379,805	

【支出の部】

(単位：円)

科目	当初予算額 (D)	補助金交付後 予算額(E)	決算額 (F)	不用額 (E)－(F)	備考
事業費	25,700,000	25,500,000	22,519,440	2,980,560	別紙「令和 3 年 度 主 要 事 業 報 告」のとおり
人材育成事業	4,500,000	4,500,000	3,124,211	1,375,789	
普及啓発事業	5,000,000	4,800,000	4,121,359	678,641	
調査研究事業	1,400,000	1,400,000	1,398,998	1,002	
情報発信事業	5,500,000	5,500,000	5,486,800	13,200	
活用整備事業	9,000,000	9,000,000	8,123,352	876,648	
その他事業	300,000	300,000	264,720	35,280	
事務費	1,305,000	1,305,000	906,755	398,245	
貸付金返還費	20,625,000	20,425,000	20,425,000	0	市貸付金返還
予備費	1,000	1,000	0	1,000	
合計	47,631,000	47,231,000	43,851,195	3,379,805	

収入決算額(C) 43,851,195円

支出決算額(F) 43,851,195円

差引(C)-(F) 0円

監 査 報 告 書

令和３年度館林市「日本遺産」推進協議会の収入支出決算について、館林市「日本遺産」推進協議会規約第７条第３項の規定に基づき、会計諸帳簿及び証ひょう書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていたことを確認しました。

令和４年５月２６日

館林市「日本遺産」推進協議会

監事

江森 尚夫



監事

石倉 有樹



議案第 3 号

会長の選任について

本協議会会長の任期が満了したので、規約第 5 条第 2 項の規定に基づき選任を求める。

	所 属	氏 名
会 長	館林市長	多 田 善 洋

副会長及び監事の選任について

本協議会副会長及び監事の任期が満了したので、規約第 5 条第 3 項の規定に基づき会長が指名する。

	所 属	氏 名
副会長	館林つつじサポーターズ倶楽部 会長	河 本 榮 一
副会長	館林市教育委員会 教育長	川 島 健 治
監 事	邑楽館林農業協同組合 代表理事副組合長	荒 井 清 範
監 事	群馬県地域文化研究協議会 会長	前 澤 和 之

館林市「日本遺産」推進協議会規約の改正について

このことについて、下記のとおり規約を改正してよろしいでしょうか。

1 改正理由

令和 4 年第 2 回館林市議会(定例会)一般質問において、規約内での「補欠役員の任期」、「予算・決算の決議」、「総会の開催」に関する条項の明記について指摘を受けたことから、改正を行うもの。

2 詳細

現行の規約では、第 5 条(役員)における「補欠役員の任期」、第 9 条(会議)における「予算・決算の決議」、「総会の開催」に関する条項を明記することで、実態に沿う形へ改正するもの。

3 改正内容

別紙、新旧対照表のとおり。

4 改正時期

公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

館林市「日本遺産」推進協議会規約新旧対照表

改正後	改正前
(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名 2 会長は、構成員の中から互選する。 3 副会長及び監事は、会長が指名する。 4 役員の任期は3年とし、補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (会議) 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。 6 会長は、会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。 7 協議会の予算及び決算、事業計画並びに協議会の目的達成に必要な重要事項は、会議の議決を経なければならない。 8 各年度初回に開催する会議を総会とする。	(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名 2 会長は、構成員の中から互選する。 3 副会長及び監事は、会長が指名する。 (会議) 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。 6 会長は、会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

館林市「日本遺産」推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、館林市「日本遺産」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、館林市の歴史文化の特色である里沼及び沼辺文化を物語る日本遺産を通じて、歴史文化の保存・活用、観光・産業振興、まちづくり及び人材育成等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 館林市の日本遺産の情報発信、人材育成に関すること。
- (2) 館林市の日本遺産の普及啓発に関すること。
- (3) 館林市の日本遺産の調査研究に関すること。
- (4) 館林市の日本遺産の公開活用のための整備に関すること。
- (5) 「日本遺産」を通じた地域活性化計画の評価及び検証に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に記載する個人及び団体・組織等で構成する。団体・組織等においては、各団体・組織等から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、構成員の中から互選する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。
- 4 役員の任期は3年とし、補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第6条 協議会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 オブザーバー及びアドバイザーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体・組織等を会長が指名する。
- 3 オブザーバー及びアドバイザーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(財務)

第8条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、補助金、貸付金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、当該年度のみ市の出納閉鎖期間に合わせることができるものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

6 会長は、会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、会議が当該議事録の公表を決めた場合を除き、公表しない。

7 協議会の予算及び決算、事業計画並びに協議会の目的達成に必要な重要事項は、会議の議決を経なければならない。

8 各年度初回に開催する会議を総会とする。

(連絡協議会)

第10条 協議会の円滑な事業運営と、地域活性化及び市内の沼に関わる人をつなぐネットワーク形成を図るため、館林市ヌマベーション連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会運営に必要なことは会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会及び連絡協議会の運営及び事業実施のため、館林市役所内に事務局を置く。

2 事務局運営に必要なことは、会長が別に定める。

(地域プロデューサー)

- 第12条 協議会及び連絡協議会で取組む事業の各分野において、館林市「日本遺産」地域プロデューサー（以下「地域プロデューサー」という。）を置く。
- 2 地域プロデューサー運営に必要なことは会長が別に定める。

(規約の変更)

- 第13条 この規約の変更は会議出席者の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(解散)

- 第14条 協議会は、所期の目的を達したとき、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年3月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年6月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表(第 4 条関係)

館林市議会
館林市区長協議会
館林商工会議所
邑楽館林農業協同組合
館林市観光協会
東武鉄道株式会社
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
有識者（大学教授等）
館林つつじサポーターズ倶楽部
群馬県東部振興局
群馬県館林土木事務所
館林市
館林市教育委員会